

(別紙)

## 新旧認定基準の比較

( は基準の設定なし)

### 1 紙製品

	新基準案	旧基準	新基準案	旧基準	新基準案	旧基準
商品類型	情報用紙	再生パルプ使用 OA用紙	印刷用紙	再生パルプ使用 印刷用紙	衛生用紙	再生パルプ使用の トレットペーパー 再生パルプ使用の ティッシュペーパー
古紙配合率	70%以上	50%以上	50%以上	35%以上	100%	100%
白色度	70%程度 以下		70%程度 以下 *非塗工紙のみ			
塗工量	両面で 20g/m <sup>2</sup> 以下 *カラープリンター 用塗工紙のみ		両面で 30g/m <sup>2</sup> 以下 *塗工印刷用紙のみ			

\* 新認定基準では、上記の他、蛍光増白剤の過剰な使用のないこと、製造時において関連法規等を遵守すること、製品にリサイクル阻害材料（禁忌品）を含まないことや、製品の包装材のリサイクル性の容易さ等についても規定している。

### 2 再生PET樹脂製品

	新基準案	旧基準
商品類型	「再生PET樹脂を使用した衣服」 「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」 「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」	「廃PET樹脂を使用した衣料品」
再生PET樹脂配合率	50%以上	50%以上
対象製品	・衣服 ・家庭用繊維製品 ・工業用繊維製品 *全て中間製品含む	・衣料品 *中間製品含む
ホルムアルデヒド	同右 但し、基準等で「残留しないこと」とされているもの以外については75ppm以下	「有害物質を含む家庭用品の規制に関する法律」等に適合していること
染料	ベンジジン染料、クロム系染料（羊毛以外）、アゾ色素（一部）使用不可	

\* 新認定基準では、上記の他、蛍光増白剤、製造時に排出される有害物質等の適正管理、製造時の使用エネルギー等、製品の梱包材のリサイクル性の容易さ等についても規定している。

注) 環境に関する基準についての比較